

L I F E 関 係 加 算

令和6年6月1日施行

サービス内容略称	単位:円	備 考
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40	入所者ごとのADL値、利用状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合に算定
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)の要件に加え、病気の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出している場合に算定
自立支援促進加算	280	医師が入所者ごとに、自立支援のために医学的評価を入所時に行う。その結果、自立支援のための対応は必要であるとされた入所者に、自立支援に係る支援計画を策定し支援計画に従ったケアを実施している場合に算定
栄養マネジメント強化加算	11	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50で除して得た数以上配置すること、低栄養状態のリスクが高い入所者に栄養ケア計画に従いミールラウンドを週3回以上行い栄養状態や嗜好を踏まえた食事の調整を実施すること。入所者ごとの栄養状態の情報を厚生労働省に提出した場合に算定
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	個別的な機能訓練計画に基づいて、訓練を提供する場合に算定
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定し、個別機能訓練計画書の内容等を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、その情報を有効に活用している場合に算定
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価し、その結果を厚生労働省に提出していること、褥瘡発生リスクがある入所者に褥瘡ケア計画書を作成していること、3月に1回褥瘡ケア計画書を見直ししている場合に算定
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の要件を満たし、評価の結果、褥瘡発生のリスクのある入所者に褥瘡の発生がない場合に算定
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施している場合に算定
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	口腔衛生加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る経過の内容等を厚生労働省に提出し、その情報を有効に活用している場合に算定
ADL維持加算(Ⅰ)	30	入所者全員について、利用開始月と当該付きの翌月から起算して6月目において、Barthal Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出し、評価対象入所者等の調整済みADL利得を平均して得た値が1以上である場合に算定
ADL維持加算(Ⅱ)	50	ADL維持加算(Ⅰ)の要件を満たし、評価対象入所者等の調整済みADL利得を平均して得た値が2以上である場合に算定
排せつ支援加算(Ⅰ)	10	排泄介護を要する入所者ごとに、施設入所時に要介護状態の軽減の見込みについて評価するとともに、6月に1回評価を行いその結果を厚生労働省に提出する、要介護状態の軽減が見込まれるものについて支援計画を作成し実施、3月に1回支援計画の見直しを行っている場合に算定
排せつ支援加算(Ⅱ)	15	排泄支援加算(Ⅰ)の要件を満たし、排尿・排便の状態は少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合、又はオムツ使用ありからなしに改善している場合に算定
排せつ支援加算(Ⅲ)	20	排泄支援加算(Ⅰ)の要件を満たし、排尿・排便の状態は少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合、かつオムツ使用ありからなしに改善している場合に算定

※LIFE(科学的介護情報システム)とは

介護施設で行っているケアの内容・計画や利用者様の情報などをインターネット上の公式サイトから一定の様式で入力すると、その結果が厚生労働省で分析され、フィードバックされるという仕組みのことです。

介護施設ではこれを活用してケアの質の向上に取り組むことができるとされています。